

事例番号:320084

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第2子

妊娠17週 双胎間輸血症候群の診断で胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術  
実施

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠37週3日

10:00 陣痛誘発目的で入院

16:30 プロピレン挿入

#### 4) 分娩経過

妊娠37週4日

9:00 生理食塩水注射液による陣痛誘発開始

11:00 陣痛開始

12:34 経膈分娩で第1子娩出

12:40 児頭下降不良、胎児心拍数低下あり、吸引分娩にて第2子娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37週4日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.31、BE -9.4mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分8点、生後5分9点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 生後約 8 時間に呼吸障害出現、上気道狭窄疑い

生後 8 日 先天性血栓性素因異常疑い

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で両側の頭頂葉白質から側脳室体後壁にかけて急性期  
梗塞の所見、皮質脊髄路の一部の傷害を認め、硬膜下出血、脳室  
内出血や硬膜下血腫も認め、脳実質の圧排変形も来している

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、児に脳梗塞が発症したことによる梗塞性・虚血性  
の中樞神経障害である。

(2) 児の脳室内出血や硬膜下血腫が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性  
を否定できない。

(3) 脳梗塞の原因として、先天性血栓性素因異常や一絨毛膜二羊膜双胎による  
血流変動が関与した可能性は否定できないが、特定できない。

(4) 脳梗塞の発症時期は、分娩周辺期の可能性がある。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

(1) 紹介元分娩機関における一絨毛膜二羊膜双胎の診断および妊娠管理は一  
般的である。

(2) 紹介元分娩機関において、妊娠 16 週に羊水不均衡症候群の疑いで当該分娩  
機関に紹介したことは医学的妥当性がある。

(3) A 医療機関において、双胎間輸血症候群 (TTTS) と診断し、妊娠 17 週に胎児  
鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術 (FLP) を施行したことは医学的妥当性がある。

- (4) 当該分娩機関における、超音波断層法による胎児評価は医学的妥当性がある。
- (5) 分娩様式をⅠ児頭位、Ⅱ児頭位の場合は経膈分娩、Ⅱ児が骨盤位の場合は帝王切開と説明したこと、および妊娠 36 週 6 日に分娩誘発の方針を決定したことは、いずれも医学的妥当性がある。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 3 日、陣痛誘発目的で入院した際の対応(バイタルサイン測定、分娩監視装置の装着、超音波断層法の実施)、および分娩誘発(メロイソテル・子宮収縮薬の使用とリスク)について文書で説明し同意を得たことは、いずれも一般的である。
- (2) メロイソテル挿入前の臍帯確認(臍帯下垂がないこと)について診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (3) メロイソテル挿入後、分娩監視装置を装着したこと、オキシシソ注射液の開始時投与量、増量法、投与中に分娩監視装置により、ほぼ連続監視を行ったことは一般的である。
- (4) 分娩監視装置を装着せずにオキシシソ注射液の投与を開始したことは、選択されることが少ない対応である。
- (5) 12 時 34 分に第 1 子娩出後、12 時 40 分に第 2 子胎児心拍数低下(70 拍/分)であり、その時点で子宮口全開大・児頭の位置 Sp+1cm に対して、吸引分娩(1 回)を施行したことは医学的妥当性がある。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

## 3) 新生児経過

- (1) 生後約 8 時間に、直接授乳後に突然吸気性喘鳴、努力呼吸が出現、経皮的動脈血酸素飽和度 80%に低下、酸素投与し改善したが、再び同様の症状が出現したために NICU に入室とした対応は一般的である。
- (2) NICU に入院中の管理は一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) メロイソテル挿入前に臍帯下垂の有無の確認と確認結果を診療録に記載する

ことが望まれる。

- (2) 子宮収縮薬による陣痛誘発・陣痛促進に際しては、子宮収縮薬の投与開始前から分娩監視装置を装着し、胎児心拍数陣痛図として記録することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期から新生児期に発症する脳梗塞の原因究明を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。